

新潟市事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 1 月 3 0 日

新潟市長 中原 八一

新潟市訓令第 1 号

新潟市事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市事務専決規程（平成 1 9 年新潟市訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表のうち第 3 の表の教育委員会学務課の表の前に次の 1 表を加える。

教育委員会幼稚園、小学校、中学校、 高等学校、中等教育学校及び特別支援 学校			
項目	次長	学校長	幼稚園長
清掃業務の委託契約に関すること。		5 0 万円未 満	2 0 万円未 満

附 則

この規程は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。